

令和5年度 第2回 通学区域審議会 資料

守谷市教育委員会学校教育課

○全体スケジュール【確認】

項目	令和5年度				令和6年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
【黒内小学校についての検討】								
1	6年度の対応策の検討	→ ●		第1回答申				
2	上記対応策の実施手続き		→					
3	7年度以降の対応策の検討		→ ●				第2回答申	
4	上記対応策の実施手続き					→		
【市内小中学校全体の適正配置についての検討】 第3回答申								
	学校適正配置基本方針の策定	→ ●						
-	委員会(令和5年度分)	■	■	■	■			

1. 第1回審議会における意見（主なものを抜粋）

①黒内小学校の現状について

- 子どもたちのウェルビーイングの観点から、黒内小学校の運営は既に限界に近い状況と言える。特に、「朝の通学時の子ども渋滞と帰りの下校時の混乱」と「昼休みの遊び時間の不足」が大きな課題である。
- 黒内小学校は、現場の努力によって何とかなっているものの、限界が近い。「現場が置いてきぼりになっている」という感じがする。
- あらゆる対策を講じてきたが、黒内小は「特定の授業が成り立たない」という状況になりつつある。現状のまま1, 2年生の7クラスが高学年になれば、学校の運営が困難な状況となる。このため、今回の通学区域見直しの方向性は妥当だといえる。

②黒内小学校への対策について

- 通学区域の変更だけでなく、松並青葉エリアの子どもたちにバスで他の学校に通学してもらうことを検討してもよいのではないか。そうすれば、市内全体での学校の児童数の平準化を進めることができるはずである。
- バス通学について、そのくらいしないと問題の解決にならない気がする。
- 通学区域の変更の可能性を探る場合、変更先の学校の特徴や教育環境についても丁寧な説明が必要になるだろう。
- 本日の意見は現場からの意見が中心だが、通学区域変更などの問題は、変更となる地域の方々の理解を得られるかが重要。地域の人たちの意見も十分に聞いていく必要がある。

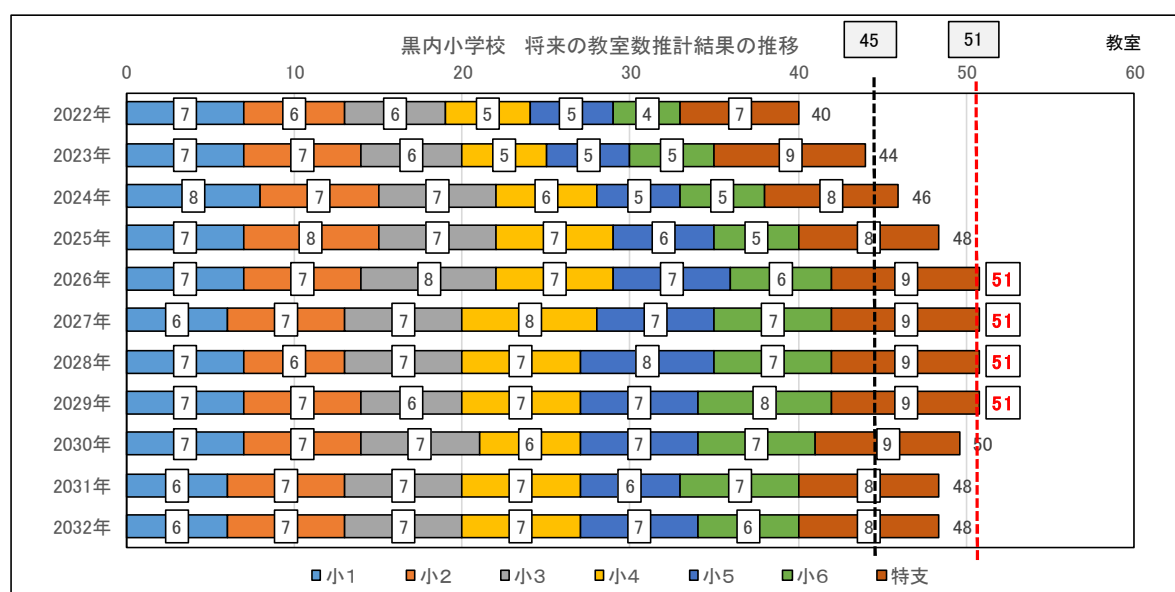
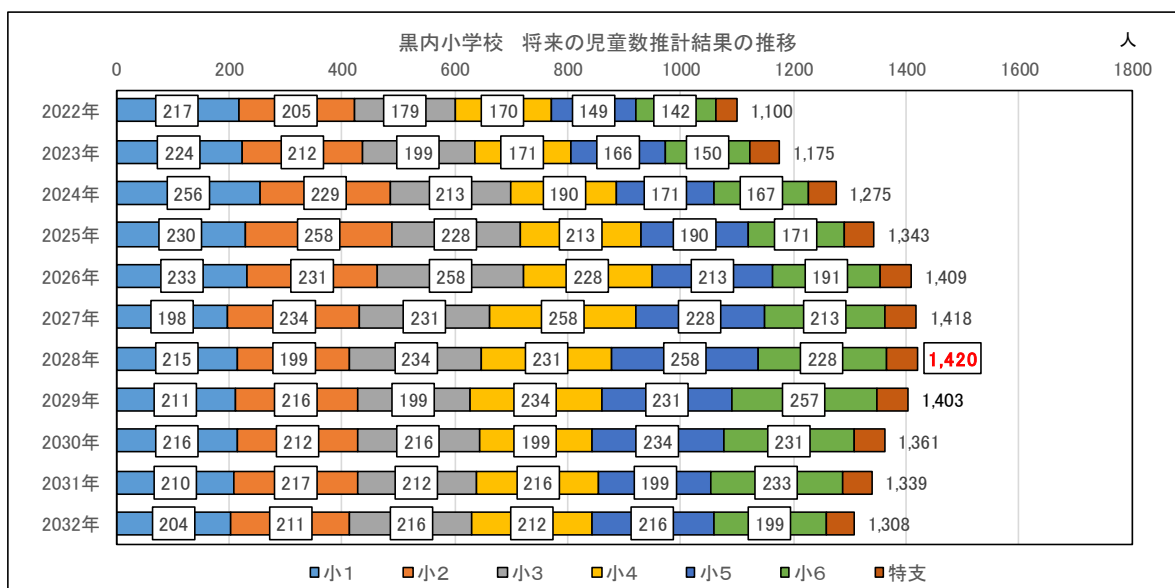
2. 黒内小学校の大規模校対策について

(1) 児童数・学級数の推移

- 昨年度実施した推計(※)によると、児童数は2029年の1,581人まで増加を続け、学級数も、2029年の57教室まで増加を続ける。来年度には現在の使用可能教室数(45教室)では収まらなくなることが想定されている。
- 「特別教室を一般教室として利用する」、「1つの教室を複数の特別支援教室として使用する」、などの対策を行い、来年度から51学級(普通教室45室、特別支援学級6室)までなら対応可能なようにキャパを増やしている。

(※) 2023年5月1日を基準とした推計。

◇黒内小学校の児童数・学級数の推移 (2023年までは実績値、以降は推計値)



(2) 黒内小学校への対応策について

■令和6年度から実施する予定の対策

【今回審議会での答申予定テーマ】

○対策決定の期限までの時間的な制約を考慮し、「暫定的な取組（黒内小学校の児童が800人程度になるまで）」として、令和6年度から2点を実施し、1点を見送る。

- ①特定地域選択制度の導入・・・見送り
- ②通学区域以外からの通学（現在認可）の見直し
- ③通学区域の変更

（今後新設される大規模集合住宅等の通学区域を黒内小学校以外に変更）

①特定地域選択制度の導入

○令和6年度からの導入は見送りとする。

【理由】

・令和7年度実施対策案との整合性が取れない可能性がある。

- ①令和6年度から選択制を利用して区域外の学校へ就学した児童が、令和7年度から就学区域が変更になるなら区域外へ就学するのではなく、区域外の友人と通学できる学校がよかったと想定されるため。
- ②令和6年度から選択制を利用して区域外の学校へ就学した児童が、通学手段に関してスクールバスが出るのであれば、その学校を選択すればよかったと想定されるため。
- ③令和6年度から選択制を利用して区域外の学校へ就学した児童が、近接中学校との一部一体化により、通学区域の変更が必要となくなった場合の対応が難しいため。

②通学区域以外からの通学（現在認可）の見直し

○現在認めている「各種事情により、黒内小学校通学区域以外から黒内小学校への通学ができる制度」を、今後黒内小学校への通学は原則認めないこととするもの。

○過大規模校、大規模校から保有普通教室に余裕がある学校への就学を希望する場合認めるもの。

メリット

- ・過大規模校の黒内小学校への就学者を減らすことができる。
- ・保護者の希望により過大規模校・大規模校から就学先を変更できる。

デメリット

- ・在校生が就学先を変更する可能性は低く、効果は限定的である。
- ・令和7年度からの実施対策との整合性が取れない場合がある。（特定地域選択制と同様）

【対策による児童減少の見込】

- ・令和4年度に新規で受け入れた人数は15名。同程度と仮定すると15名程度。
- ・プラスの抑制策であり、マイナスの効果はなし

③通学区域の変更

○黒内小学校の通学区域内であり、新たな児童数増加の要因となることが明確に予想される、「中央4丁目共同住宅建設地」、「(仮称)新守谷駅周辺土地区画整理事業予定地」に関して、入居前の段階から「小学校は黒内小学校以外となる」旨の決定を事前に行うもの。

【対策による児童減少の見込】

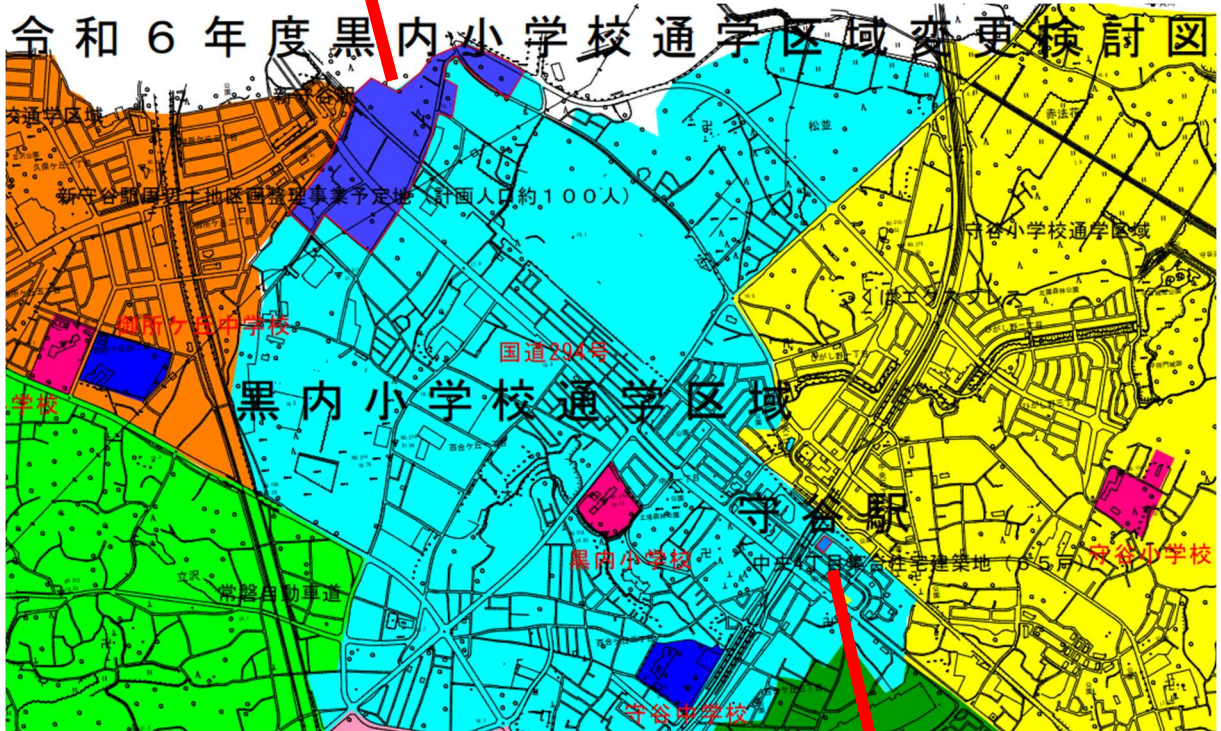
- 黒内小学校への新たな児童数増加を防止するための取組。
- プラスの抑制策であり、マイナスの効果はなし

※対策の実施により想定される児童減少数 = $15 \text{名} + \alpha$ (①による見込分)

令和5年度実績値：1,188名

令和6年度推計値：1,316名 ⇒ 変更後：「 $1,301 - \alpha$ 名」程度

【位置図】



○令和11年まで児童数の増加が続くという推計結果を踏まえて、令和7年度には「抜本的な取組」として、以下2点の実施について検討する。

- ①通学区域の変更-1（通学区域の線引きの見直し）
- ②通学区域の変更-2（通学手段の工夫による変更）

①通学区域の線引きの見直し

○黒内小学校通学区域の一部を、隣接する学校の通学区域に変更するもの。

⇒将来の字別の児童数推計値、児童の通学時間や距離、安全性など、また見直し後に児童が増加する学校の動向等を考慮して、検討していく。

【想定される課題】

- ・子ども同士や地域とのつながりの維持
- ・地理的要因の配慮
- ・保護者や地域住民への説明や問題提起

②通学手段の工夫による変更

○スクールバス通学の導入等により、黒内小学校通学区域を変更（縮小）するもの。

⇒①の検討結果を踏まえて、やむをえない場合の対策として検討していく。

【想定される課題】

- ・通学時間（長時間化、待機時間の発生など）
- ・予算の確保（スクールバス導入費用など）

※ただし上記①②の対策は、「総論賛成」と基本的には賛同を得られても、実際に変更対象地域の保護者の理解を得るためには相当な時間がかかると考えられる。方針案を極力早く確定させ、対象の保護者に丁寧に説明を重ねていく必要がある。

⇒事務局で検討を行い、次回審議会にて事務局案を提示する予定。

【参考】居住字別の黒内小学校通学区域の児童数（2023年以降は推計値）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
百合ヶ丘1丁目	58	55	55	50	42	37	31	29	30	33	34
百合ヶ丘2丁目	162	156	162	153	160	160	154	161	165	174	171
百合ヶ丘3丁目	128	133	137	127	124	126	125	129	128	137	144
立沢	13	15	16	16	17	17	19	18	16	16	15
松並	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
中央1丁目	108	94	91	89	86	84	76	85	94	99	101
中央2丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中央4丁目	27	33	41	42	50	52	69	76	81	92	94
ひがし野1丁目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
ひがし野4丁目	25	28	32	35	35	36	39	47	50	58	65
大柏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松並青葉1丁目	253	298	343	402	438	474	499	504	494	466	442
松並青葉2丁目	194	230	257	287	308	293	287	272	247	218	195
松並青葉3丁目	65	73	102	115	121	134	145	157	150	151	153
松並青葉4丁目	65	72	77	88	107	101	101	101	100	95	78
合計	1,100	1,188	1,316	1,406	1,491	1,517	1,547	1,581	1,556	1,541	1,494

(※) 2022年5月1日を基準とした推計値（今後2023年5月1日基準での字別推計を実施予定）。

○中長期的には、今後の学校教育のあり方という面も考慮しながら、黒内小学校の適正規模化にも貢献できる、以下の対策の導入について検討していく。

- ③近隣中学校との一部一体化
- ④教育特例校制度の導入

③近隣中学校との一部一体化の検討

○大規模校で、次年度に中学に進学する6年生の通学先を当該中学校とし、小学校の物理的在籍者の減少を図るもの。

<例>

- ・黒内小の6年生を、近接の守谷中に移すことにより、黒内小の校舎に通う児童数の減少を図る。

※「小学校全体の一体性が失われる」「小学校と中学校、また関係各機関の理解を得て調整を行うのに時間がかかる」「守谷中学校生徒数の推移も考慮が必要」等の課題がある一方で、小中連携や、将来的な小中一貫校の設置の可能性を検討する機会となる。

④教育特例校制度の導入の検討

○小規模校の一部をICT・国際教育などに特色を有する「教育特例校」とし、そこへの通学を促進することにより、市内の学校間の児童数のばらつきを抑制するもの。

<例>

- ・児童や保護者に通いたいという意欲を持ってもらい、実際に大規模校の児童に特例校への通学を選択してもらう。

※先進的取組により、学校の新たな方向性を示すことができ、また市のイメージの高揚が期待できる。

※市では既に全小学校で英語の教育課程特例校認定を受けており、新分野での教育特例校を設定するには、これを解除してからとなるため、時間が掛かる。また公立校は教育レベルの統一が図られるべきという視点があるため、市内で差異を生じさせることについて学校側の意向調整が必要。

3. 今後のスケジュール

6年12月	○第3回審議会 ・(特定地域選択制度選択者概数も踏まえて)6年度対策の効果の確認 ・黒内小学校の令和7年度から実施する対策の検討 ・市内全小中学校に関する適正規模・適正配置の検討
7年3月	○第4回審議会 ・黒内小学校の令和7年度から実施する対策の検討(2) ・市内全小中学校に関する適正規模・適正配置の検討(2)